

石川県公報

令和 8 年 9 月 9 日（水曜日）

号 外

（第 5 2 号）

目 次

公 告
○県有財産売却入札公告

（財 政 課） 1

公 告

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 9 月 9 日

石川県知事 山 野 之 義

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所 在 地 番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	小松市浮城町77番 2、107番 1、108番 1	土地	宅地	572.96㎡	12,300,000円
2	羽咋郡志賀町三明子 1 番 7	土地	宅地	244.51㎡	1,000,000円
3	七尾市本府中町カ40番 3	土地	宅地	199.01㎡	3,240,000円
4	七尾市矢田町式四号白土 6 番36	土地	宅地	168.86㎡	1,200,000円

2 入札場所、入札期間及び開札日時

(1) 入札場所

紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット上で次のアドレスで運用する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。

U R L <https://kankocho.jp/>

(2) 入札期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 1 時から同月 21 日（水）午後 1 時まで

(3) 開札日時

入札期間終了後、直ちに行う。

3 現地説明の実施

各物件について、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、事前に申し込むこと。

(1) 申込期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から同月 18 日（金）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 実施期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）から同月 28 日（月）までの県の休日を除く毎日午前 11 時から午後 4 時まで

(3) 申込先

石川県総務部財政課資金資産活用室

電話番号 076-225-1256

メールアドレス zaisei@pref.ishikawa.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
令和8年9月9日（水）から同年10月5日（月）まで
- (2) 交付場所
石川県ホームページ
URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/index.html>

6 入札参加申込みの方法

- (1) 仮申込み
入札に参加しようとする者は、令和8年9月9日（水）午後1時から同月29日（火）午後2時までの間に、あらかじめ、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 本申込み
(1)により参加の仮申込みの手続を完了した後、令和8年10月5日（月）午後5時までに、所定の申込書に添付書類を添えて石川県総務部財政課資金資産活用室へ一般競争入札の参加を申し込むものとする。
なお、郵送による申込みの場合は、簡易書留とし、同日午後5時必着とする。
申込みに当たっては、8に示す入札保証金を納付しなければならない。

7 入札の方法

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は各物件につき1回に限り行うことができる。
- (2) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、最低売却価格（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格をいう。）の100分の10以上とする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申出により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属する。

9 その他

- (1) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者による入札、入札参加申込みを行わなかった者による入札、その他入札案内書に示す入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定方法
最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約保証金
最低売却価格の100分の10以上とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 売買代金の納入
県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。
- (6) 所有権の移転等
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。
- (7) その他の事項
詳細は、入札案内書及び県ガイドラインによる。
- (8) 問合せ先
〒920－8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県総務部財政課資金資産活用室
電話番号 076－225－1256
メールアドレス zaisei@pref.ishikawa.lg.jp